諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成27年4月13日(平成27年(行個)諮問第69号)

答申日:平成28年10月24日(平成28年度(行個)答申第115号)

事件名:本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が、平成24年特定月日付けで、企画室にあっせん申請した事案の事業場から提出された反論書等のすべて」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月5日付け岡労発総0105第2号により、岡山労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、不開示部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 法14条2号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知る ことができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、 健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め られる情報」に該当する文書である。
- (2) かつ、同法14条3号のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活 又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 を除く。」にも該当する文書である。
- (3) 万が一、上記(1)、(2) に該当する文書か否かが、判断しがたいとしても、法16条「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定されているように、処分庁の裁量により当該不開示部分を開示することに何ら支障はない。すなわち、当該不開示部分を審査請求人に開示することによって、紛争当事者である

- 事業主が被るであろう損害と審査請求人に享受される権利利益を比べた 上での判断が必要とされ、安易に、不開示とすることは、信義則上も許 されないと言うべきである。
- (4) 当事者施設長の独断による不当解雇の際の労働審判においての「調停 事項」を無視して、一方的に、本件配転に及んだという労働契約違反に 対する当該「あっせん」なのである。
- (5) しかも、この配転により、審査請求人は、仕事を取り上げられ、かつ、独房に隔離されたことなどが大きな要因となって、「適応障害」が増悪し、欠勤を余儀なくされた。ところが、特定労働基準監督署長は、本件あっせんでの事情を全く無視し、業務上との因果関係がないとし、労災不支給決定を行った。よって、本件配転に、どのような業務上の必要性があったのか?すなわち、不当な動機目的によるものではないのかの記載がある本件文書を全部開示することにより、労災不支給決定の取消しが期待できる。さらに、その後、この配転が有効として、精神障害から復帰した審査請求人は、山の斜面の草刈り業務を延々とさせられた(安全配慮義務違反の極み)結果、今もなお、患っている手のしびれ・痛みのさらなる増悪をも防止できることはもちろんのこと。草刈等という差別業務を与え続けられるという嫌がらせ等で、またまた、増悪している「精神障害」の原因のストレスも早期に取り除かれることが期待できるのだから、審査請求人の人権や生活・健康が保護されることは明白である。
- (6)「同条7号柱書きに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか、」とあるが、当事者である事業主は公益法人の1つの社会福祉法人である。すなわち、国民の皆様の血税等で運営されているのである。要は、不開示情報を開示することにより、審査請求人の職務はごくごく当たり前に適正化がなされ、結果、少なくとも会社は、年間500万~1000万円以上の無駄な人件費を支払わなくて済む(税金の無駄遣いがなくなる)のであるから、これが、「公益上の利益がない。」との処分庁の判断は、失当以外の何物でもない。
- (7)「3 開示する保有個人利用目的 あっせんの実施記録の保存のため。」 とあるが、そもそもここが、大間違いなのである。正しい利用目的は、 「当事者間の紛争の早期解決」である。これが労働局の本質である。
- (8)以上より、「不開示部分」の全てが、開示されなければならない。ちなみに施設長は、代表者印を模したものを所持しており、かつ、代表者に無断で追う癖がよくあるために、実際問題、代表者が押印したものなのか、それとも無断で、代表者の名前を騙り施設長が押印したものなのか区別をするためにも印影を含め、全部開示の必要性があることと、この施設長の恣意的な施設運営により、この施設長入社後4年あまりで、

実に60名余りもの職員(うち、事務員6名)が定年でもなく、つぎつぎと退職していかれ(現職員数40名弱)、会計も毎期毎期大赤字に苦しんでいることを申し添えておく。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

法14条2号,3号イ及び口並びに7号柱書きに基づき,部分開示とした原処分は妥当であり,本件審査請求は棄却すべきものと考える。

2 理由

(1)個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。)に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導、さらには紛争調整委員会によるあっせんを実施するものである。

紛争調整委員会によるあっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成13年厚生労働省令第191号)14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から岡山労働局長に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし12の文書(以下「対象文書」という。)である。

対象文書は以下のiないしviの文書に分類され、これらの文書には審査請求人の申出内容、特定企業の主張内容、あっせんの処理経過、内容、結果等が記載されているほか、紛争当事者(審査請求人、特定企業)から提出された資料等が添付されている。

i あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

ii あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは、あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり、 事件番号、受理日、開始決定日、あっせん日、紛争当事者・代理 人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、担当あっせん委員名、紛争 事案の概要、あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

iii あっせん申請書

あっせん申請書は、紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんを申請するための文書であり、紛争当事者の氏名・住所・電話番号、あっせんを求める事項及びその理由、紛争の経過、その他参考となる事項、申請年月日、申請人の氏名等が記載されているほか、紛争の内容や経過を補足するための資料が添付されている。

iv 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書には、被申請人と代理人との間で締結した代理人許可申請書、被申請人と補佐人との間で締結した補佐人 許可申請書、FAX連絡書がある。

v あっせん事件争点整理票

あっせん事件争点整理票とは、担当職員があっせん申請書等の内容 をまとめた文書であり、紛争当事者の主張内容等が記載されている。

vi あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には、あっせんの委任について、 あっせん委員の指名について、あっせん開始通知、あっせん期日に ついて、あっせん事案について、あっせん打切り通知書及びあっせ ん事案の打切りについてがある。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号について

対象文書1の①及び②、対象文書9の②、対象文書10の③、並びに対象文書11の①及び②には、あっせんの被申請人である特定企業の代理人や補佐人の職氏名等が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ又は口について

対象文書1の③,対象文書5の①,対象文書7の①及び②,対象文書8の①,対象文書9の⑦,対象文書10の②,並びに対象文書11の③ないし⑤には、あっせんの被申請人である特定企業の主張及び意見等や特定企業が提出した資料等が含まれている。

これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、 当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ がある情報であり、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの 条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこと とされている情報であることから、法14条3号イ及び口に該当し、 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書9の①及び④には、当該文書が被申請人によって真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものと認められる印影が押印されている。

当該情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方,対象文書1の①,対象文書9の③,⑤及び⑥,並びに対象文書10の①及び③,並びに対象文書11の①には,代理人の氏名,被申請人が代理人との間で締結した委任契約の内容が記載されている。

このような情報が開示された場合には、被申請人と代理人との間で 委任契約を締結していること等が明らかとなり代理人の取引関係、 顧客確保の面において、同業他社との競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあることは否定できないことから、当該情報は、 法14条3号イに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法第14条7号柱書きについて

対象文書1の③,対象文書2の①,対象文書5の①,対象文書7の ①及び②,対象文書8の①,対象文書9の⑦,対象文書10の②並 びに対象文書11の③ないし⑤には、申請人の主張に対する被申請 人の反論等が含まれている。

また、対象文書2の①は、審査請求人に係る過去のあっせんの資料の一部を行政が参考資料として添付したものである。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であり、被申請人と労働局の担当者のやり取り等については、開示することにより、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法第14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「法14 条2項口「人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示するこ とが必要であると認められる情報」に該当する文書である。」「同14条 3項のただし書、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護する ため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」にも該当 する文書でもある。」「法16条「行政機関の長は、開示請求に係る保 有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利 益を保護するため特に必要があると認めるときは,開示請求者に対し, 当該保有個人情報を開示することができる。」と規定されているように、 岡山労働局長の裁量により当該不開示部分を開示することに何ら支障は ない。即ち、当該不開示部分を請求人に開示することによって、紛争当 事者である事業主が蒙るであろう損害と請求人に享受される権利利益を 比べた上での判断が必要とされ、安易に、不開示とすることは、信義則 上も許されないというべきである」「「同条7号柱書きに該当することか ら,これらの情報が記載されている部分を不開示としたほか,」とある が、当事者である事業主は公益法人の1つ社会福祉法人である。即ち、 国民の皆様の血税等で運営されているのである。要は、不開示情報を開 示することにより、請求人の職務はごくあたり前に適正化がなされ、結 果、少なくとも会社は年間500万~1000万円以上の無駄な人件費 を支払わなくて済む(税金の無駄使いがなくなる)のであるから、これ

が、「公益上の利益がない。」との処分庁の判断は、失当以外の何物でもない。」等と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年4月13日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月12日 審議

④ 平成28年9月29日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,

本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年10月20日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が、平成24年特定月日付けで、企画室にあっせん申請した事案の事業場から提出された反論書等のすべて」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書12に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果 を踏まえ、以下、検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 別表に掲げる文書1(あっせん処理票)の不開示部分について
 - ア 文書1の①の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の 代理人の職氏名、住所及び電話番号であり、審査請求人以外の事業 を営む個人の当該事業に関する情報である。

個別労働紛争解決促進法に基づくあっせん手続においては、被申請 人側の代理人等に関する情報を申請人に知らせる慣行はないことか ら、あっせんの申請人である審査請求人が知り得る情報であるとは 認められず、これを開示すると、当該事業を営む個人が被申請人と の間で委任契約を締結していること等が明らかとなり、当該事業を 営む個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他社との競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれが生じることは否定できな い。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の 補佐人の職氏名、住所及び電話番号である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該企業の補佐人が誰であるかは審査請求人が知り得る情報 であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、 同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。さらに、当 該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開 示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書 1 の③の不開示部分は、被申請人が紛争調整委員会に提出した 文書名が記載されている。

強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号 イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で ある。

- (2) 別表に掲げる文書2(あっせん申請書及び労働相談票等添付資料)の 不開示部分について
 - ア 文書2の①の8頁の不開示部分は、原処分で開示されている部分から労働相談票の資料として添付されることは推認できる情報であり、これを開示しても、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- イ その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとはいえず、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。
- (3) 別表に掲げる文書5 (あっせん開始通知書及び添付資料)の不開示部 分について

文書5の①の不開示部分は、被申請人の提出資料であり、上記(1) ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及び ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書 7 (あっせん事案について)の不開示部分についてア 文書 7 の①の36頁9行目25文字目ないし39文字目及び47文字目は、原処分で開示されている部分から推認できる情報であって、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該情報は、そもそも当該事業場から提供を受けたものではないことから、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であるとは認められない。加えて、当該情報を開示しても、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び口並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- イ 文書 7 の①のその余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(1)ウと同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ウ 文書7の②の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは 認められず、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書き に該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示と することが妥当である。
- (5) 別表に掲げる文書8(あっせん事件争点整理票)の不開示部分について

文書8の①の不開示部分は、被申請人側の主張であり、上記(1)ウ と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロ について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (6) 別表に掲げる文書 9 (補佐人許可申請書,代理人許可申請書及び添付 資料)の不開示部分について
 - ア 文書9の①及び④の不開示部分は、特定企業の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、 当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とする ことが妥当である。

- イ 文書9の②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の補佐人の勤務先、職氏名、住所、電話番号及び被申請人との関係であり、上記(1)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- ウ 文書 9 の③の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の 代理人の勤務先であり、上記(1)アと同様の理由により、法 1 4 条 3 号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- エ 文書9の⑤の不開示部分は、被申請人である特定企業が代理人との間で締結した委任契約の内容であり、当該企業が一般に公にしていない情報であると認められ、これを開示すると、当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とする ことが妥当である。

- オ 文書9の⑥の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の 代理人の職氏名、住所、電話番号、勤務先及び被申請人との関係であ り、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同 条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- カ 文書 9 の⑦の不開示部分は、代理人許可申請書に添付された書面である。
 - (ア)文書9の⑦の2行目は、原処分で開示されている内容から明らかな情報であり、上記(4)アと同様の理由により、法14条3号イ及び口並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (イ) その余の部分は、被申請人である特定企業が代理人との間で締結 した委任契約の内容であり、上記工と同様に理由により、法14条 3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまで もなく、不開示とすることが妥当である。
- (7) 別表に掲げる文書10(FAX連絡書)の不開示部分について ア 文書10の①の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業

- の代理人の勤務先であり、上記(1)アと同様の理由により、法14 条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- イ 文書10の②の不開示部分は、被申請人が紛争調整委員会に提出した文書名が記載されており、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- ウ 文書10の③の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人の勤務先、住所、電話番号、FAX番号及び職氏名であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
- (8) 別表に掲げる文書 1 1 (あっせん概要記録票及び添付資料) の不開示 部分について
 - ア 文書 1 1 の①の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業の代理人の職氏名、住所及び電話番号であり、上記(1)アと同様の理由により、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
 - イ 文書11の②の不開示部分は、あっせんの被申請人である特定企業 の補佐人の職氏名、住所及び電話番号であり、上記(1)イと同様 の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当で ある。
 - ウ 文書11の③の不開示部分には、被申請人の主張が記載されており、 上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、 同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすること が妥当である。
 - エ 文書 1 1 の ④ の 不開示部分は、あっせん委員による調整の概要である。
 - (ア) 文書 1 1 の④の 2 9 行目ないし 3 1 行目 2 9 文字目及び 3 2 行目 3 8 文字目ないし 3 3 行目は、被申請人の提案及び主張であり、原 処分で開示されている部分から審査請求人に提示されたことが明ら かな情報であることから、上記(4) アと同様の理由により、法 1 4 条 3 号 イ及び口並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示す べきである。
 - (イ)文書11の④のその余の部分は、被申請人とあっせん委員のやりとりであり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
 - オ 文書11の⑤の不開示部分は、被申請人が提出した資料であり、上記(1)ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条

3号イ及び口について判断するまでもなく,不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書において、法14条2号及び3号イ該当性 について、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開 示することが必要であり、各号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、 当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要 性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできな い。

(2)審査請求人は、審査請求書において、法16条による裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記2において、不開示情報に該当すると判断した部分については、これを開示しないことにより保護される利益を上回る、個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとは認められないことから、法16条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があると認めることはできない。

- (3)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分は同条3号イ及び口並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁		2 不開示部分	3 該当条文 (法14条)	4 開示すべき部 分	
番号	文書名	通頁			
1	あっせん処理票	1から 4	①1頁「⑮紛争当 事者(事業主)」 「代理人」欄の不 開示部分	2号及び3号	なし
			②1頁「⑮紛争当 事者(事業主)」 「補佐人」欄の不 開示部分	2号	なし
			③3頁「処理経 過」欄の26行目 8文字目ないし1 0文字目	3号イ及びロ 並びに7号柱 書き	なし
2	あっせん 申請書及 び労働相 談票等添 付資料	5から 14	① 8 頁ないし 1 4 頁	7号柱書き	8頁
3	あっせん の委任に ついて	1 5	なし	なし	_
4	あっせん 委員の指 名につい て	16か ら18	なし	なし	_
5	あっせん 開始通知	19か ら27	① 2 4 頁ないし 2 7 頁	3 号イ及び口 並びに7 号柱	なし

	書及び添 付資料			書き	
6	あっせん 期日につ いて及び 添付資料	28か ら35	なし	なし	
7	あっせん 事案につ いて	36か ら37	①36頁9行目2 5文字目ないし4 7文字目 ②37頁7行目1	3号イ及びロ 並びに7号柱 書き 3号イ及びロ	36頁9行目25 文字目ないし39 文字目及び47文 字目
			5 文字目ないし1 7 文字目	並びに7号柱書き	
8	あっせん 事件争点 整理票	3 8	①38頁「被申請 人(社会福祉法人 特定団体)の主 張」欄の不開示部 分	3号イ及びロ 並びに7号柱 書き	なし
9	補 相 相 ま ま ま ま ま ま は ま ま ま ま な は ま ま ま な な は ま な な は な は れ は な は な は れ に の は れ に の は れ に の は れ に の に に の に の に 。 。 。 。	39か ら41	①39頁印影 ②39頁氏名,住 所(電話番号), 職業(勤務先) (電話番号),当 事者との関係	3号イ2号	なし

		③ 4 0 頁 1 行目 1 7 文字目ないし 2 5 文字目	3 号イ	なし
		④ 4 0 頁印影	3 号イ	なし
		⑤ 4 0 頁 9 行目 1 2 文字目ないし 1 6 文字目	3号イ	なし
		⑥40頁氏名,住 所(電話番号), 職業(勤務先) (電話番号),当 事者との関係	3 号イ	なし
		⑦ 4 1 頁全面	3 号イ及びロ 並びに 7 号柱 書き	2 行目
10 FAX連 絡書	4 2	①42頁1行目1 7文字目ないし2 5文字目	3号イ	なし
		② 4 2 頁 1 3 行目 3 文字目ないし1 8 文字目	3 号イ及びロ 並びに 7 号柱 書き	なし
		③42頁17行目ないし22行目	2 号及び 3 号 イ	なし

1 1	あっせん 概要記録 票及び添 付資料	43か ら47	①43頁「紛争当事者」「事業主」 「代理人」欄の不開示部分	2 号及び 3 号イ	なし
			②43頁「紛争当 事者」「事業主」 「補佐人」欄の不 開示部分	2号	なし
			③ 4 6 頁 1 行目ないし18 行目	3号イ及びロ 並びに7号柱 書き	なし
			④ 4 6 頁 2 4 行目 ないし3 3 行目		29行目ないし3 1行目29文字目 及び32行目38 文字目ないし33 行目
			⑤ 4 7 頁全面	3号イ及びロ 並びに7号柱 書き	なし
1 2	あっせん 事案の打 切りにつ いて及び 添付資料	48か ら52	なし	なし	_

※対象文書には頁番号は付番されていないが、文書番号1ないし文書番号12 の1枚目ないし52枚目に1頁ないし52頁と付番したものを「頁」として 記載している。